

香 労 基 発 0 5 3 0 第 2 号
令 和 5 年 5 月 3 0 日

独立行政法人 労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター所長 殿

香川労働局労働基準部長



フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について（協力要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年5月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられます。

これを受けて、改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行う定量的フィットテスト測定機器購入及び中小企業事業者が自らフィットテストを行うための定性的フィットテスト測定キット購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器購入補助金」（補助事業者：公益社団法人全国労働衛生団体連合会）の申請の受付が令和5年7月1日から開始されます。

つきましては、中小企業等において呼吸用保護具を必要とする作業を行う際にはフィットテストが普及されますよう、別添のリーフレットの配布、本制度のホームページへの掲載等、貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。